



鳥取県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定により、平成26年4月15日から当分の間、鳥取県後期高齢者医療広域連合長の職務を副広域連合長 松本 昭夫 が代理する。
なお、広域連合職務代理者の表示形式及び公印は次のとおりである。

平成26年4月10日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 功



1 表示の形式

鳥取県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 松 本 昭 夫

2 公印

